

## 令和4年度 第1回浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会会議録

- 1 開催日時 令和4年5月30日（月） 14:30～16:00
- 2 開催場所 市役所北館1階 101・102会議室
- 3 出席状況
- |       |  |
|-------|--|
| 委員    | 荒巻太枝子（あらまきたえこ）、井村元子（いむらもとこ）<br>岩渕元美（いわぶちもとみ）、大塚幸子（おおつかさちこ）<br>齋藤翔子（さいとうしょうこ）、鈴木光男（すずきみつお）<br>中村勝彦（なかむらかつひこ）、名波弘充（ななみひろみつ）<br>村山恵子（むらやまけいこ）、横田みどり（よこたみどり）   |
| 欠席委員  | なし   |
| 事務局   | こども家庭部：吉積部長、野田次長<br>次世代育成課：林課長補佐、鈴木管理・育成グループ長<br>青少年育成センター：足立所長<br>子育て支援課：小山課長、鈴木課長補佐<br>幼児教育・保育課：松下課長、園田課長補佐<br>井川幼児教育指導担当課長<br>児童相談所：鈴木所長、横井副所長<br>健康増進課：平野課長<br>齋藤学校・地域連携担当課長<br>影山就学支援担当課長<br>教育総務課：橋本放課後対策グループ長 |
| 欠席事務局 | なし   |
- 4 傍聴者 2人
- 5 内容
- 《報告》
- (1) 令和4年4月1日の保育所等利用待機児童数について（幼児教育・保育課）
  - (2) 令和4年5月1日の浜松市放課後児童会登録児童数及び待機児童数について  
（教育総務課）
  - (3) 令和3年度 浜松市児童相談所の相談統計について（児童相談所）
  - (4) 令和3年度 浜松市家庭児童相談室の相談統計について（子育て支援課）
  - (5) <新規>子どもの居場所づくり助成事業  
<新規>ヤングケアラー研修推進事業  
子ども医療費助成制度の見直し  
浜松市学習支援事業 はままつ子どもの学習教室（子育て支援課）
  - (6) 「（仮称）浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」の策定について  
（幼児教育・保育課）
- 6 会議録作成者 次世代育成課 管理・育成グループ 鈴木 智

## 7 記録の方法

発言者の要点記録

録音の有無 有  無

## 8 会議記録

### 1 開会

### 2 委員（交替者）・事務局職員（交替者）の紹介

### 3 議事

《報告》（1）令和4年4月1日の保育所等利用待機児童数について

（松下課長）

（1）についての説明

《報告》（2）令和4年5月1日の浜松市放課後児童会登録児童数及び待機児童数について

（齋藤担当課長）

（2）についての説明

#### 【質疑・意見（1）（2）】

（村山委員）

保育園待機児童数の減少に対するご努力は大変ありがたいと思います。一方で、定員に余裕があるのに保留児童数が309人というのは、ニーズに合わない保育所等がかなりの数に上るように思われます。保留児童の保留理由とそれに対応した対策について教えてください。

（松下課長）

保留児童は0から2歳で全体の約89%を占めており、年齢と定員のアンマッチがあると言えますが、保留児童を要因別にみますと、保留児童数のおよそ3分の2、約200人が特定園を希望される方です。

現在、利用希望施設を5施設まで記載できますので、特定の園だけにこだわらずもう少し選択の範囲を広げ、複数の施設を候補に挙げていただければ入園できた方も多かったものと推察されます。令和4年4月の内定者で見ると、第1希望施設以外での内定者はおよそ26%となっています。こうしたことから、情報を伝えて第1希望施設以外の園も使える状況にあることもご案内していくということが大切になると考えます。

もう1点ですが、育児休業の延長に必要な保留通知を取得するための申し込みも多く、令和4年4月入所分で約50人おりましたが、すぐには保育を必要としていない方となります。こういった制度になっていることもあり、保留児童をゼロにするというのは困難なことだと思いますが、引き続き、分かりやすく、丁寧なご案内によって保留児童の縮減に努めてまいります。

また、今年度、AIによる入所選考システムを本格稼働してまいります。利用希望施設数を増やすことで、より細かなマッチングも可能になることを期待しております。

（村山委員）

保育所の保育内容が、個々の園で差が大きいように感じていますが、底上げの必要がある園の認識などはされているのでしょうか。

（松下課長）

民間の幼児教育・保育施設につきましては、保育方針やカリキュラム等で各園の特

色をもって運営していますので、保護者それぞれが教育観・価値観に合わせて利用先を判断していると考えています。また、利用申込前に園訪問をしていただき、園の雰囲気や運営方針などを理解することも推奨しているところです。

市では、各施設において適切な保育が提供されるよう、職員配置基準等の報告書を毎月チェックしています。また、利用者から個別の園の保育内容に関する苦情等が寄せられた際には、適宜立ち入り調査や聞き取り調査を行い、法令に沿った保育が実施されるよう指導しています。

指導回数の多い・少ないは施設や法人によって偏りがありますが、日時を変えて訪問するなど、正しい運営や適切な保育がなされるよう引き続きのチェックしてまいりたいと思います。

(村山委員)

0から2歳の枠を少し増やしていただくという方向性と、私自身も子育ての時に第1希望に入れなくて、子供が2か所に分かれてとても大変だったので、預ける側の立場としてはなるべく第1希望に入れるように園の偏りがあれば、増員などの検討していただくといった方向性はあるのでしょうか。

(松下課長)

以前から0から2歳の定員不足は課題となっておりました。そのため、小規模保育事業などで補うこともしていますが、3歳以降の利用施設は、別に入所手続きをしなければならず、利用者にとっては引き続きの心配ごとが発生してしまうこととなりますので、できるだけ定員をなだらかにしながら、希望される年齢の時に希望される園に入らせていただけるように定員確保を進めてまいりたいと考えています。

待機児童がゼロとなったため、現在、新設は行っていませんが、来年4月には浜北エリアで110人程の定員増を予定しています。また、定員が不足している地域に増改築等による定員増を行っていただける園があれば、そういったところで補ってあげればと考えております。

(中村委員)

実際に待機児童が2年連続してなくなっている状況の中で、浜松でも定員割れを起こしている園も見受けられるようになってきました。地域的に足りていない所はあるのかもしれないが、だいぶ充足してきていて、ほとんどのところは第一希望のところに入れる状況になりつつあるのではと私は感じています。

定員を割ってしまって、適正な運営ができなくなっている園もでてきていることから、定員数の適正化に向けてこれからどのように考えているのか。

また、保育の質の向上や充足に向けてどのように考えておられるのか。保育士不足という問題があり、そこが落ち着いてこないと保育の質の改善や安定した保育の供給に繋がらないと感じているものですから、どのように対応していただけるのかご説明いただきたい。

(松下課長)

本日の新聞に保育所定員割れ3年で2.5倍という記事が掲載されておりました。全国的な傾向として、待機児童がゼロになるにしたがって、定員割れの園が出てきていると認識しています。

中村委員のご指摘のとおり、浜松市は市域も広いことから地域別に見ていきますと、入所率が低い地域が顕在化する傾向がございます。市域全体で見ますと、2021年度の入所率は88.6%ですが、2015年度では98%位を維持していましたので、ずいぶん低くなっている印象です。

そのため、エリアも十分に加味した上で、定員の適正な維持に取り組んでいかなければいけないと考えています。例えば、一定程度の年数、定員を下回っている園につきましても、定員を見直していき、園の運営を支援していくことも視野に入れながら、今年6月から民間保育事業者との協議を進める準備をしています。

園に支払う給付費の単価は、定員が多いほど低くなるという仕組みになっているため、無理して大きい定員を維持すると、入ってくる給付費が少なくなり、園の運営を圧迫してしまいますので、ヒアリング等で園の状況を確認しながら定員を無理のない範囲で引き下げるなど、待機児童ゼロと合わせて、適正な定員の確保を図っていきたいと考えています。

保育士不足についてですが、幼稚園・保育園ともに苦勞されている状況を両団体から聞いています。働く職員が足りないということは、子供たちに跳ね返ってきて、きちんと目が行き届かなくなってしまうなど質の低下が懸念されます。保育士・幼稚園教諭の不足は課題として捉えており、今年度は市と両団体とで合同就職説明会を開催する予定ですので、より一層、人材確保に取り組んでまいりたいと思います。

(中村委員)

浜松市の地域ごとエリアごとの保育状況の把握や利用している人の満足度調査など細かくやっていただくことにより、定員を増やしたり、減らす必要があるのかということも分かってくるのではないかと思いますので、そういったことにも着手していただきたいと思います。

(鈴木会長)

養成校に身を置く私としては、働く先生方の満足度というのにも関心がございます。中学生に将来の希望を聞くと保育園や幼稚園の先生になりたいという希望がまだまだ高い。また、早い回転で行われている離退職のことについても取り組んでいかなければいけないことだと考えています。

また、世界的に保育の質の研究が進められているが、キーワードは「安心」と「解放」で、このふたつが保育の質として取り上げられているが、保育士不足ではこの質の担保は非常にできにくくて、「安心」も「解放」も子供たちには提供できなくて、「監視」であったり「管理」であったりそんなふうな園に陥っているところも聞き込んでいますので、今の質疑は非常に大事なところだったと思います。

《報告》(3) 令和3年度浜松市児童相談所の相談統計について

(鈴木所長)

(3) についての説明

《報告》(4) 令和3年度浜松市家庭児童相談室の相談統計について

(小山課長)

(4) についての説明

【質疑・意見(3)(4)】

(村山委員)

虐待通告経路の件数で、学校等から児相・家児相への通告が減っています。家児相への通告の中に、本来は児相通告が必要なケースも含まれていたのでしょうか。現場の感覚として、子供たちの家庭状況の把握や、SSWとの連携、適切な支援に繋げる努力について学校差が大きく、困難な環境の子供たちを十分に拾ってもらえていない印象があります。熱心なSSWの個人的努力によらずに、学校との連携を一步進めるための施策をご検討いただければと思います。

(小山課長)

家児相ではなく児相通告が必要だったケースかどうかについて、統計上の算出は困難ですが、通告を受理した家児相が学校で子供から確認を行うとともに、虐待の重篤度や家族背景などをアセスメントしたうえで、必要に応じて児童相談所へ送致をしています。

学校への連携につきましては、日々の虐待通告、児童の状況確認等を通じ、以前よ

り学校と家児相の連携はなされているように感じております。今年度、SSW と家児相職員の顔合わせも行い、予防段階での情報共有や連携も視野に入れて進めていきたいと考えています。

(鈴木所長)

平成16年に児童福祉法が改正されて、一義的には相談の窓口としては区の家庭児童相談室となりますが、事の重篤度に応じて、一時保護や措置をしなくてはならないとなれば家庭児童相談室から児童相談所へ送致をしますし、地域や家庭での見守りを行う必要がある軽度のものであれば児童相談所から家庭児童相談室に送致するなどしてお互い連携して対応させていただいています。

学校との連携につきましては、児童虐待への対応が学校によって差が出ないように、令和2年度から教育委員会と共催で、全小中学校を対象とした教員向け虐待対応研修を実施し、学校が虐待を発見してから通告するまでのポイントなどをテーマに虐待対応力向上を目指しています。この研修には、SSWの方も参加していますので、学校によって差が出ないように、スキルアップに繋がっています。今後も、学校や教育委員会にどういった研修が適切なのかを確認しながら、研修のあり方もスキルアップも行っていきたいと考えています。

(村山委員)

研修を進めていただきありがとうございます。医療現場の認識もまちまちで、心理的虐待の増えている中で教育虐待もかなり多くなってきていると思えるのですが、そういうことも知らないような開業医もいて、現場の認識を上げていただくのが一番なのと、先生も医者も同じですが、自分のケースがこんなに大変だったとか、こういうふうになっちゃたんだ、もっと何かできなかったのかなど、ケースを振り返る機会をいただけると次のステップがでるのではないかと思います。

自分の患者さんが要対協にあがっているとかそういうことは全く分からないので、情報のフィードバックと一緒にできるような機会ができていくとありがたいと思います。

それとSSWも非常勤なので、学校によって大事に思ってケースを繋げてくれるのかの対応の差がものすごく大きいので、その当たりのところの均てん化を図るように教育を行っていただきたいと思いました。

(鈴木所長)

村山委員のおっしゃるとおりで、やりっぱなしの対応というのは問題ですし、最終的には学校現場や先生方が虐待をどのように対応してくかという意味においては、振り返りをして今後に生かすということも重要なことだと考えています。児童相談所は地域ごとに担当制を敷いていますので、学校や医療現場などが関わるケースの話合いや振り返りをお互いに情報共有しながらやっていきたいと思っています。

(荒巻委員)

現場の研修という話がでましたが、こういうケースは通報しましょうというのは分かっているのですが、通報して終わってしまっています。

私たちが知りたいのは、通報して児童相談所の管轄下におかれ、場合によっては一時保護とかになるお子さんもいる。園に戻ってきたお子さんやその家族をどういうようにサポートしたらいいか。虐待した親も傷ついていますし、お子さんも傷ついています。そういう傷ついた家族をどうやってケアしたらよいかを一番知りたいと思っています。

毎月、児童相談所から報告をお願いしますという通知がきますが、そこには出席日数と家庭状況がすごく変わった時、例えば離婚したとか保育料の滞納が続いているとかを報告するのですが、非常に細かい心理的な親子の関係はそこに載せるものではないかもしれないが、本当はそこを相談したいので、研修するのであれば、その辺りの研修もお願いしたいと思っています。

(村山委員)

心理的虐待の増加は、コロナ禍の影響は考えられますでしょうか。

(鈴木所長)

心理的虐待のうち273件が警察からの通告で、ほとんどが面前DVによる心理的虐待です。続いて近隣・知人からの通告で、これには泣き声通告が多く含まれています。これらの相談内容を精査すると、新型コロナウイルス感染拡大による影響を主訴とするものはなかなか見られませんでした。影響の一部としてあるのかもしれませんが、主訴として捉えるのであれば、結果的には多くはなかったと考えています。

(横田委員)

資料に個人的情報を載せてはいけませんが、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待などの数値が書いてあるだけで、本当に大変な思いをしている子供たちやご家庭のことが申し訳ないけれども見えにくい。グレーな感じにしか感じられないので、非常につらいなあの思いながら会議に出席させていただいています。

心理的虐待と書いてあっても、心理的虐待を受けた者が「自分で私は心理的虐待を受けました。」とどこに告発しているのか。12ページの(2)のところに児童虐待対応の経路とありますが、その他のなかに自分から言っている子たちも含まれているのか。

私たちの昭和の時代には目の前でひどいことも起こりましたが、今の時代はSNSが発達しているので、もっとディープないじめもいっぱいあると思います。

もう少し具体的な資料はないのかと思って資料を見させていただいていますが、他の委員さんはどのように思っているのでしょうか。

(大塚委員)

人権擁護委員としては、SOSミニレターという手紙を学校に置いて、溜まったら私たちの方に届くことになっています。自分がお母さんやお友達にも言えないことが手紙の中にあった時やこれは危ないと思った時に学校に通報させていただいたり、私たちがそれに対してお答えすることで相談にのったりすることがあります。

(鈴木所長)

資料は、国の相談統計の報告の様式として決められたものを皆様にもご提示させていただいているということで、大変申し訳ありません。

本人からの訴えになりますが、(2)児童虐待対応の経路のその他の中には、本人からの通報というのもありまして、本人が児童相談所に直接申し立てたのは昨年度9件ありました。

それ以外ですと、学校の先生や関わりのある所のいろいろな人にSOSを出しながら、それを代弁して通告があるという形になっていますので、本人が直接というのは多くはないということになっています。

表の出し方は検討してみたいと思いますが、個人情報を出せないものですから、伝わりにくいものになってしまっていることについては申し訳ありません。

(鈴木会長)

一覧にまとめるデータの限界もあると思いますが、いろいろなお話を伺えてすごく興味深かったです。私がかかっているとある中学校の保健室の先生が、今年の3月に保健室だよりを見せてくれたのですが、保健室だよりに書かれていた昨年1年間で保健室を訪れて相談した件数が700件増え、30日以上欠席した生徒が20名増えて合計56名、10.8%だった。驚きましたが、私たちも非常に我慢を強いられている生活の中ですが、子供たちもより一層影響を受けているんだなあのすごく感じました。

さて、7ページ、障害相談が221件増えていますがその理由はどんなものですか。

(鈴木所長)

障害相談は主に療育手帳の判定業務ですが、それには心理検査などがあります。厚

労省の指示があり、令和2年度に予定されていた療育手帳の更新がコロナの影響で1年間猶予されまして、令和3年度にその分の持ち越しが増えたのが大きな理由になります。

また、保護者から学校や病院へ児童相談所が判定した資料を提供してほしいとのリクエストがあって、その増加が影響しています。

(村山委員)

児相・家児相を合わせると、被虐待児の年齢別件数で、中高生の数が170を超えています。彼らが安定した納税者に育てていただくために、児相對応年齢を超えてから、どのようなサポートが受けているのか、教えてください。

また、信頼できる支援者と繋がり続けることが重要だと思います。若者支援スーパーバイザーの利用状況はいかがなのでしょう。

(鈴木所長)

児童相談所では、18歳以降も支援が必要な場合には、18歳を迎える前に、経済的な課題がある場合には区社会福祉課の生活保護担当、障害がある場合には区社会福祉課の障害担当や相談支援事業所など、本人が抱える課題を支援する機関へ繋いでいます。

民法が4月に改正され、18歳を成人とする状況ですが、ひとりで社会に放り出すことのないように繋がりを持ちながら、支援を繋げていくかたちで、児童相談所の支援を終結させていただくという形になっています。

(野田次長)

若者支援スーパーバイザーにつきましては、現在、大学教授、研究者、臨床心理士等8名の専門家を委嘱し、若者の支援者に対する支援を行っていただいています。

前年度は、若者支援地域協議会個別ケース検討会において支援者の指導にあたっていただいたほか、同協議会が支援者を対象に開催する研修会で御講演いただいています。

本年度は、5月に開催した若者支援地域協議会第1回実務者会議の席上、若者支援スーパーバイザー（司法書士）から、「成年年齢引き下げを機に若者支援者に求められる意識の再確認」について研修を行っていただき、支援する若者が混乱しないよう専門領域の価値判断にとらわれず法令等の根拠に基づいて的確に支援することの重要性を学びました。また、本年度は新たに若者支援スーパーバイザーを紹介するチラシを作成し、支援者への周知を進めてまいります。

(村山委員)

SNSなどでの相談体制など、周知方法・機能強化に向けた取り組みの具体的進展を教えてください。

(野田次長)

只今、名刺サイズのカードをお配りしましたが、昨年度、市内の高校生全員にお配りしたり、いろいろな各施設に置いたりして、手軽に手に取っていただいて、気軽に相談していただくために配っています。QRコードからLINEに入っていただいて、友だち登録してから相談に入るというかたちで行っています。令和3年度は、前年度より実施日を16日増やして2期75日間で実施しました。受け付けた相談は延べ1,127件で、前年度に比べ約25%増加しました。カードの配付以外でも若者が行くマクドナルドであるとか、遠鉄ストアや杏林堂などいろいろなところにチラシの大きさにして目につくところに置かせてもらっています。

SNS相談の機能強化としましては、これまで期間限定で実施してきましたが、今年度は8月から週2日の相談受付を年度末まで継続して実施し、若者がより相談しやすい体制を目指します。

(村山委員)

若者相談についてはあまり知識がございませんが、是非、夏休み期間は連日やって

いただきたいと思います。やはり自殺事故のことを考えると危ない期間にはかならずというようにしていただきたいと思います。

先程の児童相談所の件ですが、学校からの通報が減っているのは、コロナの影響があり、先生との関係が粗になってしまっていることや子供たちとの関係がオフになっているのが影響しているのではないかと思われるので、学校の先生方はほんとうに大変でしょうが、学校での支援をお願いしたいと思いました。

もう1点ですが、児童相談所は短期で終結しているのが28%、いったん終結したものがまた戻ってきってしまうケースもあると思うが、それがどの位あるのか。

そうしたような傾向が分かれば、次の時にはこういう人は短期としてはいけないとか、ちょっと長くやってみましょうかななどの対応ができるのではないか。その辺りの状況も教えてほしい。

(鈴木所長)

短期で終わるのは1～3回で終わっているケースですが、警察からの面前DVとか配偶者暴力の中に居合わせた子供たちのケースが考えられます。また、鳴き声通告があったときに家庭訪問して実際にはそういう環境下に置かれているわけでは無ければ短期で終わることがあります。

繰り返すというのがどのくらいあるのか統計は取っていませんが、感覚では1割もない位であると考えています。

(村山委員)

浜松市子ども若者支援プランに謳われている「切れ目のない支援」は、支援の必要なケースの横に常に支援者がいるという形で初めて生きると思います。

それぞれの困りごと、年代、場面に応じた相談場所がありますが、ご自身で困りごとにはどこの機関が対応しているか探して相談してください、というのが現状に見えます。支援が必要な方々は、特に平日開所時間内に支援を求めて動くことが困難であることから、利用者の使い勝手の良い施策をお進めいただければと思います。

(野田次長)

若者支援につきましては、若者支援地域協議会を運営し、情報共有を行うとともに相互理解を深め、若者支援にあたる関係者の連携体制の強化を図っています。

小中その後の高校年代が一番心配されるところで、切れ目ない支援というところでは、その当たりの支援が届いていない部分であると思っていて、若者相談支援窓口「わかば」で話を伺い、適切な支援機関を繋ぐ役割をしています。「伴走型支援」というのは現在できていませんが、今後、体制強化を考えなければいけないと思っています。特に高校の途中で終わってしまう方は各学校の先生との連携もしておりまして、連絡が入ってきてご相談し、その後の就労支援にも繋がられるように対応しているところです。

(村山委員)

使う側の若者たちのコミュニケーション能力が未熟であって、ここに行って一生懸命に相談しているのに、次はどっかに行けと言われたからもうやめちゃったというのが、今の子供たちを見ているとそれが普通なのではないかと思われるので、一度繋がったラインをどんなに細くてもいいから繋げておいてほしい。それこそLINEの相談を受けるだけでも、続けていって、そういえば就職どうだったとかそういうことをひと言言っただけで、その子供たちがやっていけるのではないかと思う場面がいくつかあるので、繋げるというところで仕事が終わってしまっているように見えるので、繋がった後ももう一度本人に聞いていただけるような形を常設していただけないかというお願いです。

(名波委員)

いろいろな角度から細かい取組みをいただき、若者を支援していただいていることに感謝を申し上げます。自分が20年位前に中学校の校長やっていたときに16歳の

女の子が自宅の10階から飛び降りて命を亡くしたという苦い経験を持っています。リストカットをして、保健室登校して、校長室へしょっちゅう来て話をしていました。家庭的事情を見抜けなかった。卒業して10日後の日曜日に家族が揃っている中で、10階の窓から飛び降りました。そういう時に今やっただいているようなことがあれば、どうだったかなと思います。いろいろお取組みをいただく中で、皆さんからご意見があって、問題点やご要望がでるのは当然なことだと思いますが、こういう取組みに対して、私は大変感謝しているということをおきたいと思えます。

(鈴木会長)

先程、障害相談についてお聞きしましたが、この10年間で全国ですが特別支援学級が2.1倍、通級学級が2.5倍ほどになっています。障害の相談はどんどん増えてきています。これは先進諸国どこも通じるところがあるのですが、原因は晩婚化とか構造的な問題があって一概には言えないことですが、それでも保育の質で救える子供たちも非常に多いと思いますので、ここでの議論を踏まえて、数字や体制、システムだけでなく、質の担保をこれから益々頑張ってもらいたいと、ここまで相当取組んでいただいているのはお話のとおりですが、そんなところを感じた次第です。

《報告》(5) <新規>子どもの居場所づくり助成事業、<新規>ヤングケアラー研修推進事業、子ども医療費助成制度の見直し、浜松市学習支援事業はままつ子どもの学習教室

(小山課長)

(5) についての説明

【質疑・意見(5)】

(井村委員)

ヤングケアラーの件につきまして、私も実際にそういうケースにあたったこともあります。本人は「自分は困ってない。」と言う。周りの人がみんな困っているんだろうと思っているわけですが、本人は「困ってない。」と言う。ちょっと大変じゃないかと言うと、「みんなおばあちゃんのことをやったりしているもん。」と言われた時にはヤングケアラーじゃないのかなあと思いました。

また、外国人について、学校からの色々な相談を受けるわけですが、親が日本語ができなくて、子供に通訳してもらわないといけない場合があったりして、まだまだヤングケアラーについて、教えていただきたいし勉強したいと思っています。

はままつ子どもの学習教室ですが、夜7時から9時と遅くてバス停が遠いと通うのが大変だなと思いますので、そのところの対応をお願いしたい。

(小山課長)

ヤングケアラーにつきまして、家族の役割やお手伝いなどかなりあると思います。その中で学校生活に影響が出ている方について、学校での気づきということで、学校とも連携して支援できるような形で考えております。外国人も多いものですから庁内連携会議の中に国際課も入って進めようとしているところです。

また、学習教室につきまして、今年度から送迎加算を加えました。今年度1年やりまして、団体の方の意見を確認しまして利用しやすいように改善できるところは改善してまいりたいと考えています。

《報告》(6) 「(仮称) 浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」の策定について

(井川担当課長)

(6) についての説明

4 こども家庭部長挨拶

5 閉 会